

目次

はじめに

- I. 運用に関する規制の撤廃
 1. 厚生年金基金の自家運用に関する規制の撤廃
 2. 財産の移受管の場合に関する規制の撤廃
- II. 厚生年金基金における「代行部分の予定利率と厚生年金本体の利回りとの調整」について
- III. 給付設計の弾力化
- IV. 特別法人税の引き下げ・撤廃
- V. 税制適格年金に係る諸規制の撤廃
 1. 税制適格年金におけるシェア概念の見直し
 2. 税制適格年金における特例掛金制度の導入
 3. 税制適格年金における剰余金返還規定の見直し
 4. 税制適格年金における時価会計の導入
 5. 税制適格年金の自家運用の解禁
- VI. その他の諸規制の撤廃
 1. 特別掛金・特例掛金の現物拠出
 2. 遺族に対する給付の取り扱いについて
- VII. 金融諸慣行の見直し
 1. 資金移動事務の合理化
 2. 運用手数料の明確化
 3. 税制適格年金における生保一般勘定移管規制の廃止及び第二特約の利用
 4. 給付専用ファンドの設定
 5. 生命保険会社における給付シェアの見直し

はじめに

少子・高齢化の進展、株式市場の低迷、低金利の長期化など、企業年金制度を取り巻く環境は悪化している。その一方で、厚生年金等の公的年金については既に、その支給開始年齢が65歳に引き上げられることが決定している。さらに年金審議会においては、給付水準の引き下げも選択肢に含め、議論が行われており、企業年金等私的年金の役割はむしろ高まってきている。しかしながら、企業年金制度には、一律かつ不合理な規制や諸慣行が存在し、弾力的な制度設計や効率的な資産運用の妨げとなっており、年金財政を悪化させる一因となっている。これは企業の国際的なコスト競争力の低下を招くのみならず、ひいては年金受給者の生活にも影響を及ぼすことが強く懸念される。

当協議会は一昨年、昨年と企業年金に関する規制緩和要望を取り纏め、行政改革委員会、大蔵省、厚生省等の関係各方面 に対して働きかけを行ってきた。

その要望について、関係者にはその趣旨をよく御理解いただき、昨年度は厚生年金基金については自主運用に係る2分の1規制の撤廃、財投協力の撤廃、給付水準の弾力化等、また、税制適格年金については投資顧問会社の参入、給付水準の弾力化等の規制緩和が行われた。関係者の努力を高く評価するものである。

しかし、厚生年金基金の自家運用に関する規制の撤廃、給付設計の弾力化、特別法人税の撤廃もしくは引き下げ、税制適格年金の諸規制の撤廃等、企業年金制度の健全な運営を行う上で、必要性の高い課題が残されている。そこで本要望書を再度提出することとなった。関係者の一段の積極的な取り組みを強く要望したい。

I. 運用に関する規制の撤廃

1. 厚生年金基金の自家運用に関する規制の撤廃

要望

厚生年金基金のうち、積立金の総額が500億円以上で、厚生大臣の認定を受けた基金の自家運用について、

- 1) 500億円以上という資産規模に関する規制を撤廃すること。
- 2) 債券以外の運用を認めること。

具体的内容

- 1) 現在、厚生年金保険法及び厚生年金基金令等により自家運用については、現行、資産規模が500億円以上で、厚生大臣の認定を受けた基金に限り認められているが、資産規模と各基金の運用体制との間に関連性があるとは考えられず、直ちに撤廃すべきである。
- 2) また、自家運用の対象が債券に限られている点に関しても、年金資産の運用が、資産全体のリターン及びリスクをコントロールすることが重要であることに鑑みれば、その一部分である自家運用を債券に限ることに合理性はない。投資信託、株式、未公開株式、投資事業組合等、基金の自己責任で自家運用を行うことを認めるべきである。

2. 財産の移受管の場合に関する規制の撤廃

要望

シェア変更等における財産の移受管の場合に、有価証券による移受管が行えるようにすること。

具体的内容

現在、厚生年金保険法及び厚生年金基金令により信託会社の運用は「金銭の信託」によらねばならないことになっている。このため、シェア変更等による財産の移受管は、一旦キャッシュ化しなければならず、売却等によりコストアップの要因となっている。したがって資産運用の効率化のためにも、「金銭以外の信託」の利用を認め、有価証券による移受管が行えるようにすべきである。上記2項目はすでに平成9年6月6日付当協議会の「企業年金の規制緩和等に関する要望書」にて要望しており、自民党緊急国民経済対策(第4次)にて次期法改正時までには検討となっているが、早急な実施を重ねてお願いしたい。

II. 厚生年金基金における「代行部分の予定利率と厚生年金本体の利回りとの調整」について。

要望

厚生年金基金の代行部分の予定利率と厚生年金本体の運用利回りとの差額を、厚生年金本体と基金との間で調整することを次期法改正において導入することが検討されているが、かかる制度の導入を行わないこと。

具体的事例

- 1) 平成8年6月に厚生省の「厚生年金基金制度研究会」から報告された内容によると、「厚生年金本体の運用利回りが予定利率を上回った場合には、代行部分が厚生年金本体にあったとしたならば生じたであろう利差益相当額を基金から厚生年金本体へ移管し、逆に、厚生年金本体の運用利回りが予定利率を下回った場合には、代行部分が厚生年金本体にあったとしたならば生じたであろう利差損相当額を厚生年金本体から基金へ移管するとの考え方の下に、一定の期間内で利差益相当額と利差損相当額を精算し、これを免除保険料率に反映させる」となっている。
- 2) これを免除保険料率に反映させる」となっている。② 厚生年金本体の運用利回りが、予定利率を下回った場合は、基金に補填されることになるが、逆に、厚生年金本体が予定利率を上回った場合は、基金から厚生年金本体へ利差益を移管するため、基金の運用努力が報われないことになる。
- 3) そもそも、各基金は、母体企業のリスク許容度等を考慮して、自己責任において資産配分を決定しており、厚生年金本体の運用利回りとは関連性がない。
- 4) 従って、このような制度の導入は、基金の実態に即した資産運用を阻害することと

なる。これは基金に代行部分があるが故に検討の俎上に乗せられたものであり、これを導入するのであれば、代行制度をコストをかけて運営するメリットはなく、代行制度を廃止する方が合理的である。

III. 給付設計の弾力化

要望

- (1) 厚生年金基金の加算部分において給付水準の労使合意による弾力化は認められたが、給付設計の規制が緩和されないため、実際に労使双方のニーズに配慮した制度変更を行うことができない。各基金及び企業の実情に応じて給付設計を労使合意のもとに改定が可能となるようにすること。
- (2) 税制適格年金についても労使合意のみを要件とし、給付設計を改定できるようにすること。

具体的内容

(1) 厚生年金基金について

平成9年3月31日付の厚生省通知において給付水準の設定の弾力化が認められた。しかしながら、設立認可基準に定める様々な規制があり、実際に労使双方のニーズに配慮した制度変更を行おうとする場合にはこれらの規制が障害となるケースが想定される。一般に加算部分は企業の退職金を移行させた例も多く、制度設計についても労使の合同に委ねるべきであり、給付水準の設定の弾力化を実行あるものとするためにも規制の緩和が望まれる。厚生年金基金が公的年金の代行部分を持つが故に、その上乘せ部分に対する様々な規制が今後も継続して課せられるということであれば、今後の厚生年金基金制度の普及は望めないばかりか、既存年金についても代行制度そのものを問題視する議論にも繋がりがかねないと考えている。早急に下記の規制等の加算部分の制度設計に関する規制緩和が望まれる。

- 1) 厚生年金全体の満額支給開始年齢の繰り延べや、高学歴化に伴う60歳以降も子女を扶養する必要性の増大、さらには雇用の流動化の進展による定年以前の退職者の増加等により、厚生年金を受給するまでのつなぎ年金として企業が提供する有期年金に対するニーズが高まる傾向にある。しかしながら、現行の年金給付設計規則の中では有期年金部分の比率を終身年金部分より大きくすることができないため、個別基金のニーズを十分に反映することができない。
- 2) 選択一時金の支給額は、a.年金給付の保証期間分の現価相当額か b.年金給付の現価相当額の90%のいずれか低い方の額を上限とされている。したがって、例えば有期年金の場合、本来、等価であるべき年金給付現価を選択一時金より約1割高い水準に設定しなければならないケースも発生する。しかしながら、退職時の住宅債務の状況、財形年金貯蓄等の自助努力の状況により、従業員の一時金ニーズ・年金ニーズは一律ではないことを考慮すれば、選択一時金の選択者が年金選択者より不利益となるような規制は撤廃し、選択一時金と年金の選択については、公平性を確保した上で、労使の合意に委ねるとするのが合理的である。

(2) 税制適格年金について

- 1) 税制適格年金の給付水準の弾力化については、一昨年12月の行政改革委員会規制緩和小委員会の報告書において「労使間で合意が成立すれば、柔軟に給付水準の弾力化が認められるべきである。」と提言されており、大蔵省も規制緩和推進計画の検討・見直し(中間公表)において「平成9年度税制改正において、給付設計の弾力化について所要の整備を行う予定である。」と回答している。
- 2) しかしながら、平成9年4月時点において施行された法人税法施行令の改正においては、その159条第10項において「給付の額は、その減額を行わなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合のほか、その減額を行うことができるものではないこと。」として、一定の前進が図られたものの、産業界が要望してきた「労使合意が成立すれば給付水準を柔軟に弾力化することができる」ということは明文化されなかった。③ 企業年金のもう一つの形態である厚生年金基金においては、給付水準の引き下げができる場合として、厚生省通知で「母体企業において労働協約や退職金規定等が変更され、その変更に基づいて基金の給付設計を変更する場合。」が明文化されており、税制適格年金においても、同様の措置が図られるべきである。

IV. 特別法人税の引き下げ・撤廃

要望

- (1) 少なくとも特別法人税・特別法人住民税を市場実勢に合わせて引き下げること。
- (2) 国際的にも例のない特別法人税・当別法人住民税は撤廃すること。

具体的内容

- 1) 厚生年金全体の満額支給開始年齢の繰り延べや、高学歴化に伴う60歳以降も子女を扶養する必要性の増大、さらには雇用の流動化の進展による定年以前の退職者の増加等により、厚生年金を受給するまでのつなぎ年金として企業が提供する有期年金に対するニーズが高まる傾向にある。しかしながら、現行の年金給付設計規則の中では有期年金部分の比率を終身年金部分より大きくすることができないため、個別基金のニーズを十分に反映することができない。
- 2) 日本経済新聞社及び日本公社債研究所が昨年実施した日経企業年金実態調査によると、税制適格年金を採用している企業の96年度平均総利回り(実現利回り)は3.31%であるが、この利回りのうち実に3分の1強に相当する1.173%が特別法人税・特別法人住民税として納付されている。これを金額にすると、わが国の税制適格年金の資産は約18兆円であり、約6,000億円の実現利回りのうち約2,100億円が特別法人税・特別法人住民税として納付されていることになる。
- 3) そもそも特別法人税は損金として拠出された掛金が本来ならば従業員の給与として所得税が課税されるべきものを、拠出された掛金の帰属性が明確でないなどの理由により課税できないため、この課税を給付時まで繰り延べて、その間の延滞利子を積立金に課税するものである。
- 4) 特別法人税・特別法人住民税の利率は昭和37年に定められ、昭和43年に変更されて以来現在まで変更されていない。
- 5) この積算根拠における延滞利子率は昭和37年の制度創設当時から7%のまま変わっていないが、当時の公定歩合は7.3%であり、0.5%まで低下している現在の経済環境を考慮すると特別法人税・特別法人住民税の積算根拠においてこれを全く反映させないことは不合理であり、少なくとも経済の実態に合った利子率に基づいて変更すべきである。
- 6) 一方で公的年金の見直しに伴い、企業年金を含む私的年金制度の充実は必須である。確定拠出型年金の導入とともに、企業年金税制を国際的にも定着している「拠出時・積立時非課税、給付時課税」に統一することは不可欠であり、現行の税制適格年金に対する特別法人税・特別住民税は、早期に撤廃されるべきである。

V. 税制適格年金に係る諸規制の撤廃

1. 税制適格年金におけるシェア概念の見直し

要望

税制適格年金におけるシェア概念を見直し、各受託機関の資産残高シェアと関係なく掛金の委託ができるようにすること。

具体的内容

- 1) 税制適格年金のシェア概念では、各受託機関の資産残高シェアが基準となって掛金のシェアも決まることになっているが、委託者たる企業には、各受託機関の運営方針、過去の運用実績等により、資産残高シェアとは異なるシェアで掛金を払い込みたいという、強いニーズがある。
- 2) 厚生年金基金においては、資産残高シェアと掛金シェアは切り離されており、税制適格年金においてもシェアの概念を見直し、資産残高シェアと掛金シェアを切り離して考えられるようにすべきである。

2. 税制適格年金における特例掛金制度の導入

要望

税制適格年金において、特例掛金制度を導入すること。

具体的内容

- 1) 厚生年金基金においては、財政の安定化を図るため利差損による不足金相当額を当年度で積み立てる特例掛金制度が認められているが、税制適格年金においてはこのような制度がない。
- 2) 税制適格年金においても厚生年金基金と同様、特例掛金制度が認められるべき

である。

3. 税制適格年金における剰余金返還規定の見直し

要望

法人税法施行令159条1項7号による剰余金返還規定を見直し、年金資金の総額が、留保すべき金額を上回った場合の返還義務を撤廃すること。

具体的内容

- 1) 法人税法施行令159条第1項7号によると、税制適格年金においては責任準備金を上回る積立は許されておらず、事業主への変換が義務付けられている。
- 2) したがって、運用環境の好調な時に年金資金を積み増しすることができず、余裕のある年金運営が困難になっている。
- 3) 年金資産の健全な増大、受給権者保護のためにも、法人税法施行令159条第1項7号による事業主に対する剰余金返還規定は撤廃すべきである。

4. 税制適格年金における時価会計の導入

要望

税制適格年金において時価会計を導入すること。

具体的内容

- 1) 税制適格年金においては、会計制度を簿価主義としているが、実現益を過度に重視することの是正や、資産の含み損の認識といった、年金財政の健全化の観点から、時価主義の導入を図るべきである。
- 2) 国際的には時価会計が主流であり、平成9年度より厚生年金基金では時価主義が導入されていることを考え合わせると、税制適格年金においても時価会計を早期に導入すべきである。

5. 税制適格年金の自家運用の解禁

要望

税制適格年金における自家運用に関する規制を撤廃すること。

具体的内容

- 1) 現在、厚生年金基金については、積立金の総額が500億円以上で、厚生大臣の認定を受けた基金では自家運用を認められている。基金におけるこの規制の撤廃も主張するものであるが、同時に、現在自家運用が全く認められていない適格年金においても、自家運用を解禁すべきである。
- 2) また、基金では自家運用の対象が債券に限られている点に関しても、年金資金の運用が、資産全体のリターン及びリスクをコントロールすることが重要であることに鑑みれば、その一部分である自家運用を債券に限ることに合理性はなく、適格年金の自家運用の際、この規制も撤廃すべきである。

VI. その他の諸規制の撤廃

1. 特別掛金・特例掛金の現物拠出

要望

厚生年金基金および税制適格年金において、特別掛金・特例掛金の現物拠出を認めること。

具体的内容

- 1) 現在、厚生年金保険法および厚生年金基金令により信託会社の運用は「金銭の信託」によらねばならないことになっている。このため、掛金は現金の拠出ししか認められていないが、米国では証券等による掛金拠出も認められている。
- 2) 掛金の効率的な拠出、また事業主の拠出方法の多様化のためにも米国並みに認められるべきである。なお、米国ではGM社が年金基金の積立不足解消のために、1995年に子会社であるEDS社の株式(時価総額63億ドル)を現金41億ドル

- と共に拠出した例があり、少なくとも積立不足の解消に当てるための特別掛金や特例掛金の拠出については現物拠出を認めるべきである。
- 3) また、税制適格年金においても同様に特別掛金、ならびに別途導入を要望をしている特例掛金について現物拠出を認めるべきである。

2. 遺族に対する給付の取り扱いについて

要望

- 1) 税制適格年金における遺族年金・遺族一時金に対する相続税課税を非課税とすること。
- 2) 厚生年金基金の加算部分において遺族年金の採用を認めること。

具体的内容

- (1) 税制適格年金における遺族年金・遺族一時金に対する相続税課税の問題
- 1) 税制適格年金における遺族年金・遺族一時金に対しては所得税は課税されないが、相続税法第3条により相続税が課税されることになっている。
 - 2) 企業年金のもうひとつの形態である厚生年金基金においては、厚生年金保険法第41条、第136条により、遺族一時金には所得税、相続税等は課税されないことになっており、税制適格年金においても同様の取り扱いを行うべきである。
- (2) 厚生年金基金において遺族年金制度を認めること
- 1) 現在、厚生年金基金の加算部分においては認可基準上、遺族年金の採用は認められておらず、遺族給付はすべて一時金となっている。
 - 2) 遺族年金制度を持つ税制適格年金の企業が、厚生年金基金に移行しようとした場合、厚生年金基金に遺族年金制度がないため、既に従業員に対して約束している遺族年金の部分は、税制適格年金として継続させるしかなく、結果として厚生年金基金、税制適格年金の併用を強いられるか、厚生年金基金の採用を断念するかということになり、事実上選択の自由が制約されている状況にある。
 - 3) 厚生年金基金において遺族年金制度が認められないとする合理的な理由はなく、遺族年金制度を認めるべきである。

VII. 金融諸慣行の見直し

1. 資金移動事務の合理化

要望

- 1) 各受託機関の資金移動事務を合理化し、企業から拠出された掛金が各受託機関に即日入金される体制を整備すること。
- 2) シェア変更を行う際の財産移管に要する日数を短縮すること。

具体的内容

- 1) 企業から受託機関の総幹事に払い込んだ掛金が、各受託機関に配分されて実際に運用開始されるまで1週間～1ヶ月を要しており、運用資金が十分に活用されていない状況にある。この運用機会損失は、利差損という後発債務となって企業の負担となることから、看過することのできないものであり、各受託機関の早急な改善への取り組みを要望する。
- 2) シェア変更を行う際の財産移管に要する日数は、従来の約2ヶ月から約1ヶ月と短縮されたが、市場環境の変化に対応した運用を行うためにも更なる改善への取り組みを要望する。

2. 運用手数料の明確化

要望

信託銀行は運用手数料に含まれる株式売買手数料について、その支払方法を明確にすること。

具体的内容

年金資産における株式での運用に際して、その売買委託手数料については東京証券取引所受託契約準則において信託銀行が顧客の書面による注文を受けて売買

する場合には、通常の手数料額の80%の手数料でよいことになっているが、割引かれた20%の部分についての取扱いが委託者たる事業主に明確に示されていないので説明がなされるべきである。

3. 税制適格年金における生保一般勘定移管規制の廃止及び第二特約の利用

要望

- 1) 税制適格年金における生命保険会社の「新企業年金保険特別 勘定特約に関する事項」第56条による、一般勘定から特別 勘定への振替規制を見直すこと。
- 2) 税制適格年金において特別勘定第二特約を利用することが可能となるようにすること。

本項目に関しては平成10年3月10日付当協議会の「税制適格年金において生命保険会社が提供する商品に関するお願い」にて要望しており、早期の改善を要望する。

4. 給付専用ファンドの設定

要望

- 1) 厚生年金基金において、生命保険会社は年金資産を効率的に運用するために、給付専用ファンドを設定すること。
- 2) 税制適格年金において、信託銀行、生命保険会社は年金資産を効率的に運用するために、給付専用ファンドを設定すること。

具体的内容

- 1) 厚生年金基金においては、信託銀行の共同受託の場合には給付専用ファンドが設置されているが、ファンド全体の給付専用ファンドが認められていない。また、税制適格年金の場合には自主審査要領により積立財産は各受託機関の引受割合に応じた額でなければならないことから、結果として各受託機関は給付に備えて一定割合のキャッシュを保持することが必要とされ、運用効率を著しく妨げている。
- 2) 給付のための専用ファンドに、必要なキャッシュを組み入れることにより、各運用機関はキャッシュを保持しておく必要が無く、それぞれの運用ファンドを100%活用し、効率的な資産運用が可能になる。

5. 生命保険会社における給付シェアの見直し

要望

厚生年金基金の給付シェアを資産残高シェアとは関係なく設定できるようにすること。

具体的内容

- 1) 平成9年6月の厚生省通知により、厚生年金基金の給付シェアは、「前事業年度一月末日の各契約毎の資産額の総資産の額に占める割合を基準とする等、各運用受託機関と契約に基づく協議の上で定めること」と改定され、信託契約に係る給付シェアは、従来の資産残高割合によることなく受託機関との間で設定することが可能となった。
- 2) しかしながら、保険契約については、同じ年金資産の運用であるにもかかわらず、商法第673条、保険業法第2条に定められた「保険」の定義に反しかねないとの理由から、現在も給付シェアを資産残高割合にて設定している。このため、各生命保険会社は給付のために常に現金を保有する必要があり、基金の資産運用効率を著しく妨げている。
- 3) 生命保険会社は給付シェアを資産残高割合と関係なく設定できるよう早急な改善への取り組みを強く要望する。

以上